



# 横浜税関



**YC** Yokohama  
Customs

(〒222-0033) 企画開発部



# はじめに

鎖国政策を続けた江戸時代には長崎県の出島が日本と外国とを結ぶ唯一の港でしたが、幕末の1854年（安政元年）に結ばれた日米和親条約を皮切りに、我が国は諸外国に対し次々に港を開きました。1859年（安政6年）の開国と同時に、長崎、横浜及び箱館（函館）の港に『運上所』が設けられ、運上事務（現在の税関業務）及び外交事務を取り扱うことになりました。これが税関の前身です。その後、全国の運上所は1872年（明治5年）11月28日に『税関』と呼称が統一され、これに伴い、横浜税関が正式に誕生しました。横浜税関は運上所の時代から約160年もの間、我が国の貿易を支え、経済の健全な発展と安全・安心な国民生活の実現に寄与しています。

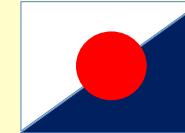


横浜税関初代庁舎（1873年創建）

## 【目 次】

<b>はじめに</b>	P.1
<b>税関の管轄・機構</b>	P.2
<b>税関の使命</b>	P.3
安全・安心な社会の実現	P.4
適正かつ公平な関税等の徴収	P.9
貿易円滑化の推進	P.11
<b>貿易統計</b>	P.12
<b>お問合せ窓口のご案内</b>	P.13
<b>税関広報広聴室からのお知らせ</b>	P.14

### 税関旗（1892年制定）



青が「海と空」、白が「陸地」を表し、その接点に税関があることを意味しており、税関の各官署や監視艇に掲げられています。

### 税関ロゴマーク（2007年策定）



航空機、船、ゲート（門）を組み合わせて「関」の字を表しています。また、ゲート（門）の中の「秤」は公平を「鍵」は保全を意味し、税関の役割りを図で表現するとともに3つの桜が税関の使命（安全・安心な社会の実現、適正かつ公平な課税、貿易の円滑化）を示しています。

### カスタム君



税関のイメージキャラクター「カスタム君」は、麻薬探知犬（ラブラドール・レトリバー）がモデルになっています。

### ご当地カスタム君（横浜）



ご当地カスタム君は、「カスタム君」と各税関のご当地のシンボルをコラボさせたイラストです。

上は、「クイーンの塔」として親しまれている横浜税関本関庁舎をバックに制服姿のカスタム君が仕事をしているところをイメージしています。

下は、都市景観100選に選定された横浜みなとみらい地区にある横浜ランドマークタワー・観覧車（コスモクロック21）とヨットの帆のような外観が特徴的なヨコハマグランドインター・コンチネンタルホテルをバックにオフの時間を楽しむカスタム君です。

## 税関の管轄区域



税関は財務省に属する行政機関で、全国を9つの地域に分けて管轄しています。

横浜税関の管轄は、神奈川県のほか、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県（東京税関の管轄に属する成田市などを除く。）の6県に及んでいます。

管轄内には、国際コンテナ戦略港湾に指定された横浜港・川崎港をはじめ日本有数の工業港である千葉港、鹿島港や東北の海と空のゲートウェイである仙台塩釜港・仙台空港など、11の開港と3つの税関空港が設置されています。

## 横浜税關の管轄区域・機構

【本闡】

【本関】  
総務部  
監視部  
業務部  
調査部

## 【本閣出張所】

- 宇都宮出張所
  - 大黒埠頭出張所
  - 本牧埠頭出張所
  - 川崎外郵出張所

- ★ 本 関
  - 本関出張所 (4)
  - 支 署 (7)
  - 支署出張所 (10)
  - 支署監視署 (2)



## 横浜税関本関庁舎のご紹介

横浜税関の誕生以降では三代目となる現在の本関庁舎は、1934年（昭和9年）に創建されました。2003年（平成15年）には、建物の老朽化などに伴い大規模な改修が行われましたが、横浜港の発展を見守り続けてきた歴史的建造物として、その外観は創建当時の姿のまま保全されています。

建物の最大の特徴となっているイスラム風の塔屋は、クイーンと称され、神奈川県庁本庁舎（キング）、横浜市開港記念会館（ジャック）とともに『横浜三塔』の愛称で親しまれています。



### 横浜税関本関庁舎(クイーン)



## 神奈川県庁本庁舎(キング)



横浜市開港記念会館(ジャック)



# 税関の使命

経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進み、世の中の変化のペースが加速している現代においては、税関が果たすべき使命も大きく変わってきています。

貿易の第一線に立つ税関としては、時代の変化を先取りし、以下の3つの使命を掲げ、海外の税関や国内外の関係機関などと連携・協力しながら適正な行政運営に取り組んでいます。

## Mission 1

### 安全・安心な社会の実現

税関では、国民生活の安全・安心を守り、我が国の経済・社会秩序を維持するため、覚醒剤・麻薬・銃器等の社会悪物品、爆発物等のテロ関連物資、偽ブランド・海賊版等の知的財産侵害物品などを水際で取締っています。これらの取締りにおいては、先端技術を導入した検査機器を活用して効率的に行っていきます。



## Mission 2

### 適正かつ公平な関税等の徴収

平成29年度に税関が徴収した関税・消費税等は約8.6兆円と、国税収入額の約14%に相当する重要な歳入官庁となっています。

税関は、品目分類・関税評価等に関する適切な事前教示、通関後の事後調査等の実施を通じて適正かつ公平な関税等の徴収に努めています。



## Mission 3

### 貿易円滑化の推進

税関では、国際物流の飛躍的な増加等を背景に、貿易のセキュリティ確保と円滑化の両立を図るためのAEO制度の実施に努めています。また、申告官署の自由化や輸出入通関関係書類の電子化・ペーパーレス化も図りながら貿易の円滑化に取り組んでいます。



## 輸出入が禁止・規制されている物品

### 輸入が禁止されている物品

- 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬（コカイン、MDMA等）、向精神薬、指定薬物（いわゆる危険ドラッグ）等の不正薬物
- 拳銃及び弾、拳銃部品
- 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体
- 通貨、証券、クレジットカードの偽造品
- わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノ等
- 偽ブランド品、海賊版等の知的財産を侵害する物品



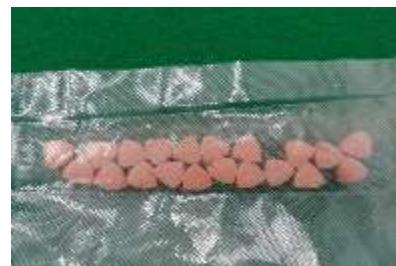
(公財)麻薬・覚せい剤  
乱用防止センター



覚醒剤



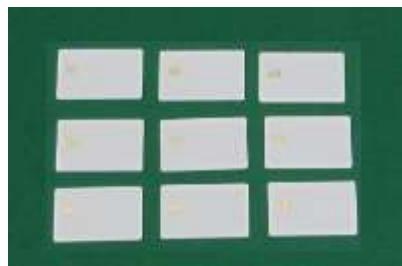
大麻



MDMA



※指定薬物 (危険ドラッグ)



クレジットカードの偽造品



知的財産侵害物品

※ 中枢神経系の興奮・抑制・幻覚の作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生する恐れがあるとして、厚生労働大臣が指定する薬物。

### 輸出が禁止されている物品

- 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬、向精神薬等の不正薬物
- 児童ポルノ
- 偽ブランド品、海賊版等の知的財産を侵害する物品

### 輸出入が規制されている物品の例

- 刀剣類（銃砲刀剣類所持等取締法等）
  - 絶滅のおそれのある野生動植物及びその製品（ワシントン条約）
  - 果物や切花、野菜（植物防疫法）
  - 生肉や乾燥肉、ハム（家畜伝染病予防法）
  - 大麻の種子（輸入貿易管理令）
- ※発芽能力のある大麻の種子は輸入できません



ワシントン条約該当物品

## 社会悪物品の水際取締り

**覚醒剤、大麻、危険ドラッグや拳銃**等の社会悪物品の密輸は国民生活の安全や健康に重大な影響を及ぼします。また、不正な手段による貿易は、正常な経済活動を阻害するだけでなく、我が国の国際的な信用にも影響を及ぼすことに繋がります。税関では、社会の安全を守り、経済秩序を維持するため、海港や空港等の水際で昼夜を問わず取締りを行っています。さらに、国際郵便路線を利用した密輸阻止にも全力を挙げて取り組んでいます。



監視艇による海上パトロール



外国貿易船乗組員の検問



客船旅客の携帯品検査



外国貿易船の船内検査



商業貨物の検査



国際郵便物の検査

### 麻薬探知犬のご紹介

麻薬探知犬は、覚醒剤、麻薬等の国内への流入を阻止するため、昭和54年に東京税関に導入され成田空港で活動を開始しました。1991年（平成3年）には横浜税関にも導入され、これまで商業貨物や国際郵便物の検査、旅具検査等において、不正薬物の摘発に大きく貢献しています。



輸入貨物の検査



国際郵便物の検査



旅客手荷物の検査

## 密輸摘発事例（横浜税關摘発分）

## 海上コンテナ貨物に隠匿された覚醒剤密輸入事件

タイ王国来海上コンテナ貨物に対して検査を実施した結果、覚醒剤約50kgを発見・摘発  
また、続けて横浜港に陸揚げされた同様の同国来海上コンテナ貨物からも覚醒剤約108kgを発見・摘発  
(平成30年10月)



## 海上コンテナ貨物に隠匿された覚醒剤密輸入事件

ナイジェリア連邦共和国来海上コンテナ貨物に対して検査を実施した結果、木材内部に隠匿された覚醒剤約15kgを発見・摘発  
(平成30年4月)



## コンテナ船から大量コカインの摘発

横浜港に入港したコンテナ船の船内検査において、コカイン約115kgを発見・摘発  
(平成30年8月)



## 国際郵便物に隠匿されたMDMA密輸入事件

ドイツ連邦共和国来の国際郵便物に対して検査を実施した結果、MDMA錠剤約1万8千錠を発見・摘発  
(平成30年10月)



## 国際郵便物に隠匿された液状大麻密輸入事件

米国来の国際郵便物に対して検査を実施した結果、液状大麻計230本（約212g）を発見・摘発  
(平成30年6月～7月)



## 大型X線検査装置について

大型X線検査装置は、物流を阻害しないようコンテナ内にある貨物を取り出すことなく検査する目的で開発されたもので、2001年（平成13年）に横浜港に導入されて以来、これまでに全国の主要な港16ヶ所に配備されて



います。

従来のX線検査装置では困難であった大型の貨物や開披することが困難な貨物の検査が可能になるなど、正確性と迅速性を両立し、密輸の摘発と検査効率の飛躍的な向上に繋がっています。





# 安全・安心な社会の実現

## 不正薬物の摘発実績（全国・横浜税関）

種類	年	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		前年比	
		全国	横浜	全国	横浜	全国	横浜	全国	横浜	全国	横浜	全国	横浜
覚醒剤	件 kg	174 549	5 45	83 422	10 172	104 1,501	19 316	151 1,159	26 843	171 1,156	40 183	113% 100%	154% 22%
大麻	件 kg	99 74	35 6	122 34	59 19	118 9	43 3	171 131	80 3	230 156	101 10	135% 120%	126% 401%
あへん	件 kg	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
麻薬	件 kg 千錠	91 6 2	48 0 2	213 26 1	90 1 0	182 121 1	106 95 1	170 82 2	121 1 2	229 165 22	144 121 20	135% 202% 13.4倍	119% 91.2倍 12.4倍
向精神薬	件 kg 千錠	26 - 9	1 - 2	16 0 7	3 0 4	11 - 2	3 - 2	17 0 4	2 - 0	38 - 26	31 - 18	224% 全減 589%	15.5倍 - 229倍
指定薬物	件 kg	- -	- 40	1,462 23	826 19	477 7	277 8	275 3	135 16	218 125	125 8	79% 191%	93% 231%
合計	件 kg 千錠	390 630 11	89 52 4	1,896 522 8	988 215 4	892 1,650 3	448 421 2	784 1,380 6	364 851 2	886 1,493 48	441 322 38	113% 108% 793%	121% 38% 22.5倍
(参考) 使用回数	万回	1,885	-	1,499	-	5,405	-	4,638	-	4,406	-	95%	-

(注) 1. 税関が摘発した密輸入事犯に係る押収量の他、警察等其他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。

2. 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

3. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚せい剤原料の合計。大麻は大麻草、大麻樹脂及びその他の大麻製品の合計。

麻薬はヘロイン、コカイン、ケタミン、MDMA及びその他の麻薬の合計。

4. (参考) 使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したもの。

(覚醒剤: 0.03g、大麻草: 0.5g、大麻樹脂: 0.1g、あへん: 0.3g、ヘロイン: 0.01g、コカイン: 0.03g、MDMA等及び向精神薬: 1錠)

### 平成30年における不正薬物等の摘発状況（全国）

○不正薬物全体の摘発件数は886件（前年比13%増）、押収量は約1,493kg（前年比8%増）といずれも増加し、依然として深刻な状況が継続

○覚醒剤の摘発件数は171件（前年比13%増）、押収量は約1,156kg（前年比0.3%減）となり、

史上初めて“3年連続1トン超え”を記録

○金の摘発件数は1,088件（前年比約20%減）、押収量は2,119kg（前年比約65%減）といずれも減少

### 平成30年における不正薬物等の摘発状況（横浜税関）

○不正薬物全体の摘発件数は441件（前年比21%増、全国の約5割）と依然として高水準で推移し、押収量は約322kg（前年比62%減、全国の約2割）と“3年連続300kg超え”を記録

○覚醒剤の摘発件数は40件（前年比54%増、全国の約2割）と増加し、“過去10年で最多”を記録。押収量は約183kg（前年比78%減、全国の約2割）と減少。

○川崎外郵出張所における摘発件数は429件（前年比20%増）であり、全国における不正薬物摘発件数の約5割、全国の国際郵便における不正薬物摘発件数の約8割を占める

## 知的財産侵害物品の取締り

税関による偽ブランド品や海賊版等の知的財産侵害物品の取締りは、健全な経済活動の維持・発展や消費者保護のために行われています。他人の技術・信用にただ乗りした安全基準を満たさない製品やニセ医薬品などの流入を水際で阻止することで消費者の健康や安全を確保し、安価な材料を使用して高価なブランド品に見せかけることで得た利益などが犯罪組織の資金源となることを絶つことにより社会の治安維持に貢献しています。

**知的財産**とは、発明（特許権）・デザイン（意匠権）・マーク（商標権）・映画や音楽（著作権）など知的創作活動の成果を保護する「知的財産権」と、不正競争の防止により保護される「事業者の営業上の利益」の総称です。



商標権侵害物品  
(偽ブランド品)



著作権侵害物品  
(キャラクターグッズ)



著作権侵害物品  
(海賊版DVD)



商標権侵害物品  
(医薬品)

## 輸入差止実績の推移

上段：差止件数、下段：差止点数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比
全国	32,060	29,274	26,034	30,627	26,005	84.9%
	895,792	689,621	622,665	506,750	929,675	183.5%
横浜税関	4,710	5,360	4,720	5,833	6,064	104.0%
	124,916	59,024	44,897	47,160	46,558	98.7%

## 不正輸出に対する取締り

### 廃棄物不正輸出の取締り

税関では、有害廃棄物等の国境を越える移動を監視し、廃棄物等によってもたらされる危険から世界の人々の健康を守り、環境保護に貢献しています。



プリンタートナー



自動車用バッテリー

### 盗難自動車等の不正輸出の取締り

盗難自動車の不正輸出が社会的な問題となっている中、税関では盗難自動車の不正輸出に対する水際取締りの強化に取り組んでいます。



切断された盗難自動車



解体後コンテナ詰めされた盗難自動車

### 武器・大量破壊兵器等の不正輸出の取締り

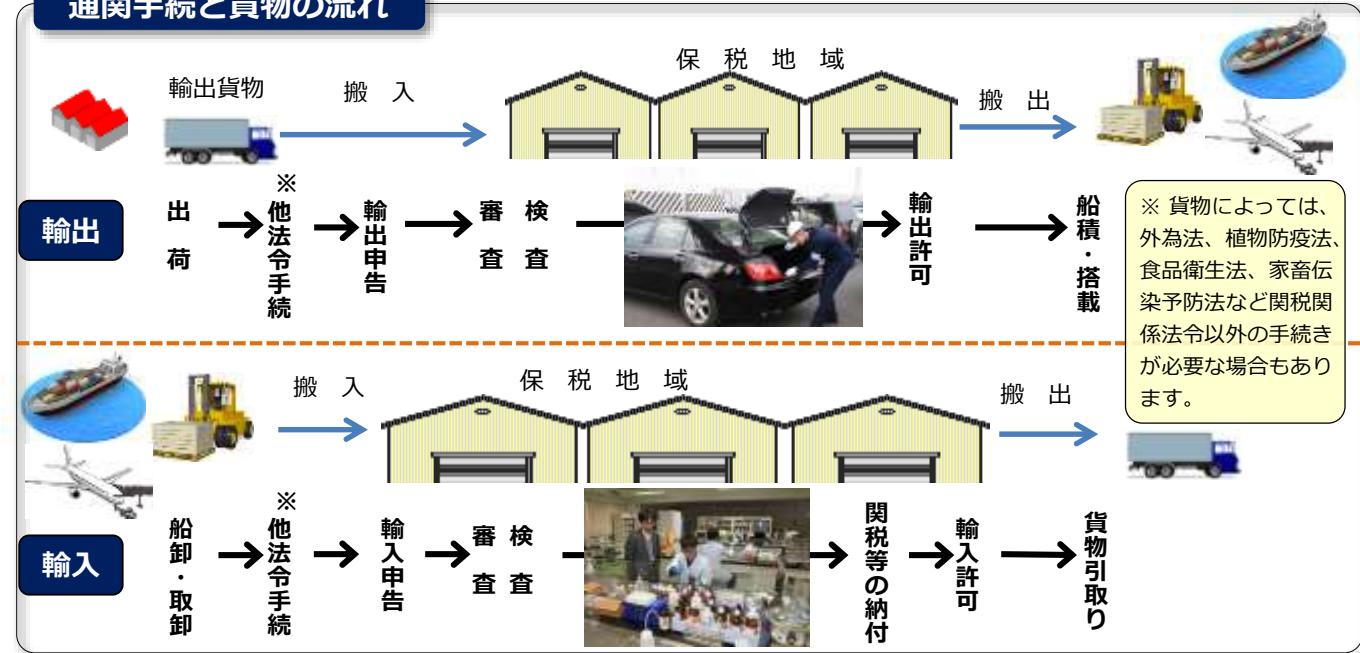
税関では、武器・大量破壊兵器等の不正輸出に対する水際取締りを行い、国際的な平和及び安全の維持に貢献しています。

## 輸出入貨物の通関・課税

貨物を輸出または輸入しようとするときには、税関に申告し、その許可を受ける必要があります。これを一般に「通関手続」といいます。税関では、輸出入申告が正しく行われているかどうかを審査し、必要に応じて貨物の検査を行い、輸入貨物については、定められた関税や消費税等が納税されていること等を確認した後に輸入を許可しています。

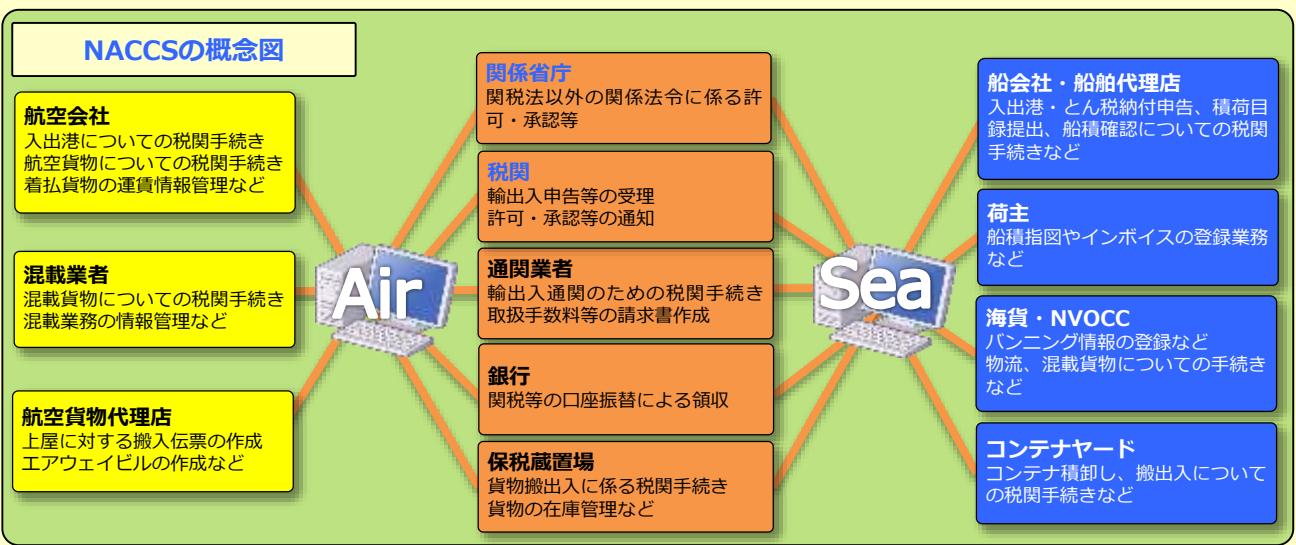
また、検査においては申告どおりの貨物かどうかについて、外見的なチェックのほか、必要に応じて最新の機器を使用して科学的な分析も行っています。

## 通関手続と貨物の流れ



## 輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS) のご紹介

現在、輸出入申告の約99%が官民が共同で利用する輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS) を利用してオンライン処理されています。NACCSは、海上・航空貨物に関する税関手続のほか、民間業務に関する機能も備えており、関係省庁や貿易関係業会に広く利用されています。これにより、船舶入出港、輸出入申告、関税等の納付に関する税関手続や関係省庁手続の電子化・ペーパーレス化が実現し、適正・迅速な処理に大きく寄与しています。



※NACCS (Nippon Automated Cargo and port Consolidated System)

## 関税等の徴収

税関は、輸入品（海上・航空貨物、国際郵便物、海外旅行者の携帯品など）に課税する関税のほか、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税等や開港に入港する外国貿易船に課税されるとん税・特別とん税なども適正かつ公平に徴収しています。平成29年度に全国の税関が賦課・徴収した関税等の合計約8.6兆円は、わが国の国税収入額（約62兆円）の約14%に相当し、徴収機関としても重要な役割を担っています。

(単位：億円)

全 国	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	構成比
関税	10,344	10,731	10,487	9,390	10,241	11.9%
とん税及び特別とん税	224	225	223	221	222	0.3%
消費税及び地方消費税	41,930	65,659	62,550	56,102	61,900	72.0%
その他内国消費税	12,653	12,413	12,507	13,528	13,624	15.8%
合計	65,151	89,028	85,768	79,241	85,988	100%
国の税収に対する比率	12.7%	15.4%	14.3%	13.4%	13.8%	-

横浜税関	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	構成比
関税	1,706	1,893	1,880	1,614	1,792	14.0%
とん税及び特別とん税	68	68	69	69	70	0.5%
消費税及び地方消費税	8,661	13,168	11,546	9,450	10,528	82.3%
その他内国消費税	516	545	448	389	404	3.2%
合計	10,952	15,674	13,943	11,522	12,794	100%
全国比	16.8%	17.6%	16.3%	14.5%	14.9%	-

## 輸入事後調査の実施

税関は、貨物の輸入通関後に輸入者の事業所を個別に訪問し、輸入された貨物に係る納税申告が適正に行われたか否かについて、事後的な確認を行っています。確認の結果、不適正な申告があった場合には、これを是正するとともに、輸入者に対する申告指導を行いながら適正かつ公平な関税等の徴収を確保しています。

輸入事後調査状況（全国）		平成28事務年度	平成29事務年度	対前年度比
調査を行った輸入者 ①		4,325者	4,266者	98.6%
申告漏れ等のあった輸入者 ②		3,307者	3,365者	101.8%
申告漏れ等の割合 ②/①		76.5%	78.9%	2.4% イントラス
申告漏れ等に係る課税価格		1,405億9,320万円	1,483億7,430万円	105.5%
追徴税額	関 税	92億9,633万円	20億3,256万円	21.9%
	内国消費税	112億8,044万円	121億2,064万円	107.4%
	合 計	205億7,677万円	141億5,320万円	68.8%

(注) 事務年度とは当該年の7月から翌年の6月までの期間のこと

## A E O (Authorized Economic Operator ) 制度



2001年に発生した米国の同時多発テロ事件以降、国際貿易における安全確保と貿易の円滑化を両立させることが世界的な課題として認識され、貨物管理や法令遵守体制が整備された貿易関連事業者を税関が認定し、国際物流に係る特例措置を認める「AEO制度」が国際的に推進されています。わが国においても以下のとおり、民間企業に特例措置を認め、パートナーシップを構築していくことにより国際貿易におけるセキュリティの確保と貿易の円滑化に取り組んでいます。

対象	輸入者	輸出者	倉庫業者	通関業者	運送者	製造者
貨物のセキュリティ管理と法令遵守（コンプライアンス）の体制整備						
特例措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貨物到着前の輸入申告及び許可</li> <li>○審査・検査の軽減</li> <li>○納税申告前の貨物の引取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○輸出許可を受けるための保税地域への貨物搬入が不要</li> <li>○審査・検査の軽減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○届出により保税蔵置場を設置することが可能</li> <li>○検査の軽減</li> <li>○保税蔵置場許可手数料の免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○納税申告前の貨物の引取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保税運送について個々の承認が不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○製造貨物を他の輸出者が輸出する際に、輸出許可を受けるための保税地域への貨物搬入が不要</li> </ul>

## 輸出入申告官署の自由化

貨物の輸出入申告は、貨物が蔵置されている場所を管轄する税関官署に対して行うことを原則としていますが、平成29年10月8日以降、AEO事業者（AEO輸出者、AEO輸入者、AEO通関業者）については、いずれの税関官署においても輸出入申告を行うことが可能となりました。

この制度の実施により、AEO事業者においては、輸出入申告を行うことができる官署の選択肢が広がり、輸出入に係る事務の効率化やコスト削減が可能となり、貿易の円滑化に資することが期待されます。

## E P A (経済連携協定)

EPA<sup>※1</sup>（経済連携協定）とは、2以上の国（又は地域）の間で、FTA<sup>※2</sup>（自由貿易協定）の要素（物品及びサービスの自由化）に加え、貿易以外の分野、例えば人の移動や投資、政府調達、二国間協力等を含めて締結される包括的な協定をいいます。

EPAによって関税の撤廃・引下げの対象となっている品目のうち、EPA締結国のある貨物を我が国に輸入する場合、一般より低い関税率（EPA特惠税率）の適用が可能になります。

※1 EPA (Economic Partnership Agreement)

※2 FTA (Free Trade Agreement)

## EPA交渉の状況



## EPAの発効状況

日シンガポール (2002)	日スイス (2009)
日メキシコ (2005)	日ベトナム (2009)
日マレーシア (2006)	日インド (2011)
日チリ (2007)	日ペルー (2012)
日タイ (2007)	日オーストラリア (2015)
日インドネシア (2008)	日モンゴル (2016)
日ブルネイ (2008)	TPP11(CPTPP <sup>※4</sup> ) (2018)
日A S E A N <sup>※3</sup> (2008)	日EU <sup>※5</sup> (2019)
日フィリピン (2008)	

※3 ASEAN：東南アジア諸国連合（Association of South-East Asian Nations）インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの10か国で構成

※4 CPTPP：環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナム、ブルネイ、チリ、マレーシア、ペルーの11か国で構成（ブルネイ以下4か国は国内手続未完了）

※5 EU：欧州連合（European Union）ベルギー、ブルガリア、チエコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、イギリスの28か国で構成

税関では、輸出入通関データをもとに貿易統計を作成し、毎月公表しています。

貿易統計は、我が国の経済実態を示す重要なデータのひとつで、国の政策や企業の経済活動のための資料として広く活用されています。

## 横浜税関管内の貿易額 (平成30年確定値)

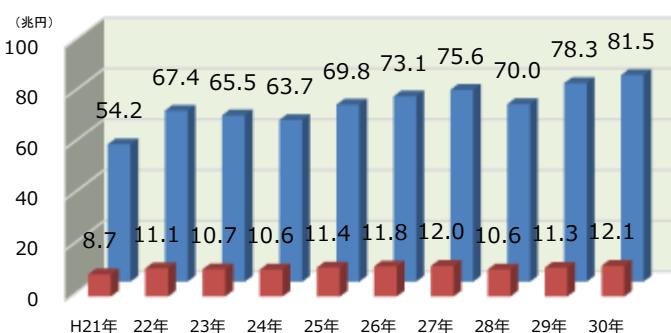
輸出額 12兆953億円 (全国比14.8%)

輸入額 15兆760億円 (全国比18.2%)

## 貿易額の推移 (平成21年~平成30年確定値)

### 輸出額

■ 横浜税関 ■ 全国



### 輸入額

■ 横浜税関 ■ 全国



## 横浜税関管内 港別 貿易概況 (平成30年確定値)

### 凡例

輸出額 | 輸入額

海港

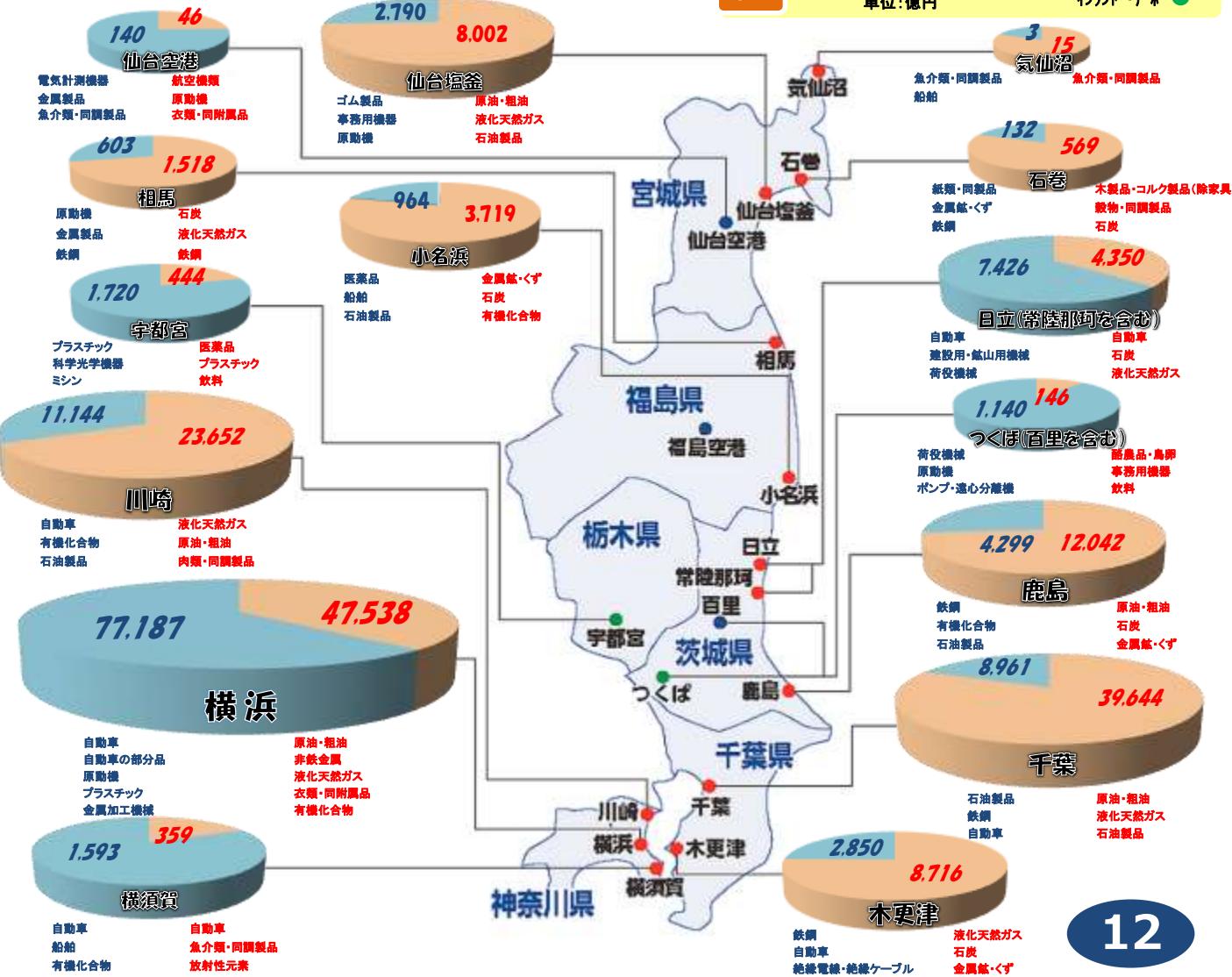
輸出品

空港

輸入品

インランド・テル

単位:億円





# お問合せ窓口のご案内

横浜税関では、海外との商取引、個人輸入、国際郵便物などに関する税関手続きのご相談等を受け付ける各種窓口を設置しています。

## 税関手続き全般 及び 返還証券に関するお問合せ

一般的な通関手続きなどに関するお問合せについて、面談・電話によるほか、メールでのご相談も受け付けています。また、終戦後、海外からの引揚者の方々から全国の税関がお預かりしている通貨や証券等の返還に関するお問合せも受け付けています。

### 業務部 税関相談官室

TEL 045-212-6000 E-MAIL [yok-sodan@customs.go.jp](mailto:yok-sodan@customs.go.jp)

## 品目分類、原産地認定、関税評価、減免税に関するお問合せ

### 業務部 関税鑑査官

TEL 045-212-6156

E-MAIL [yok-kansakan@customs.go.jp](mailto:yok-kansakan@customs.go.jp)

輸入貨物に係る品目分類、適用税率等に関するご相談にお答えします。

### 業務部 原産地調査官

TEL 045-212-6174

TEL 045-212-6050 (TPP相談専用ダイヤル)

E-MAIL [yok-gensanchi@customs.go.jp](mailto:yok-gensanchi@customs.go.jp)

原産地認定及び特恵税率・経済連携協定（EPA）税率の適用等に関するご相談にお答えします。

### 業務部 関税評価官

TEL 045-212-6139

E-MAIL [yok-hyoka@customs.go.jp](mailto:yok-hyoka@customs.go.jp)

課税価格の考え方、計算方法等についてお答えします。包括評価申告に関するご相談についてもお答えします。

### 業務部 通関総括第3部門

TEL 045-212-6153

E-MAIL [yok-gyomutuso@customs.go.jp](mailto:yok-gyomutuso@customs.go.jp)

輸入貨物に係る減免税等に関するご相談にお答えします。

品目分類、原産地認定、関税評価、減免税に関するお問合せは、一層の正確性を期すため文書による事前教示制度のご利用をお薦めします。照会様式（C-1000、C-1000-2、C-1000-6、C-1000-22）は、税関ホームページからも入手（ダウンロード）できます。文書による回答内容は、全国の税関で有効となります。照会様式のHPアドレス：[http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form\\_C.htm](http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C.htm)

## 国際郵便物に関するお問合せ

外国から国際郵便を利用して送られた又は送られてきた郵便物に関するお問合せにお答えします。また、日本から外国に送られる郵便物の手続きに関するお問合せにもお答えします。

### 川崎外郵出張所（川崎市川崎区東扇島88 日本郵便（株）川崎東郵便局5階）

TEL 044-270-5780 E-MAIL [yok-gaiyu@customs.go.jp](mailto:yok-gaiyu@customs.go.jp)

【ご注意】川崎外郵出張所では、EMS（国際スピード郵便）の取扱いはございませんのでご留意ください。

## 別送品・託送品に関するお問合せ

別送品（海外引越貨物等）・託送品に関するご相談にお答えします。

監視部 別・託送品通関部門 TEL 045-201-2474

## その他のお問合せ

税関のホームページでは各種のご照会に対する回答例を「カスタムスアンサー」のコーナーに掲載しています。

パソコン版 [http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/topcontents\\_jr.htm](http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/topcontents_jr.htm)

携帯版 <http://www.customs.go.jp/i/c-answer/>



横浜税関は、不正薬物や銃器等の水際取締りのほか、更なる安全・安心な社会作りに貢献するため覚醒剤、麻薬等の乱用防止に向けた啓蒙活動にも取り組んでいます。

## 密輸防止・薬物乱用防止キャンペーン

横浜税関は、各取締機関や関係団体と合同で、イベント会場や街頭などにおいて、密輸防止・不正薬物乱用防止キャンペーンを実施し、麻薬探知犬のデモンストレーションや官公庁艇パレード等を通じて、薬物乱用防止の啓蒙や密輸に関する情報提供依頼を行っています。



麻薬探知犬デモンストレーション



官公庁艇パレード



密輸防止街頭キャンペーン



薬物乱用防止キャンペーン (税関ブース)

## 横浜税関資料展示室（クイーンのひろば）のご案内



入口でカスタム君がお待ちしています！

横浜税関資料展示室『クイーンのひろば』には、外国人旅行者に対応したQRコードや音声ガイダンス、密輸の手口、知的財産を侵害した偽ブランド品やワシントン条約に該当するはく製や標本等の実物展示に加え、税関が検査に使っている機器により隠されたものを見つけるお仕事体験コーナーが設置されています。



### クイーンのひろばへのアクセス

- 横浜駅東口バス乗り場から
  - 横浜市営バス 26系統「横浜税関前」下車 徒歩0分
- みなとみらい線日本大通駅 下車徒歩3分
- JR京浜東北線・市営地下鉄線桜木町駅 下車徒歩15分
- JR京浜東北線・市営地下鉄線関内駅 下車徒歩15分
  - (見学者用の駐車場はございません。)

[見学等に関するご照会先]

横浜税関 税関広報広聴室

TEL 045-212-6053

FAX 045-212-5535

E-Mail yok-zeikan@customs.go.jp



# 横浜税関管内官署所在地・電話番号

横浜税関 本関	〒231-8401 神奈川県横浜市中区海岸通 1-1 (税関広報広聴室)	045-212-6053
宇都宮出張所	〒321-0925 栃木県宇都宮市東築瀬 1-42-3	028-632-5033
大黒埠頭出張所	〒230-0054 神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭 15	045-506-8303
本牧埠頭出張所	〒231-0811 神奈川県横浜市中区本牧ふ頭 2	045-625-5005
川崎外郵出張所	〒219-8799 神奈川県川崎市川崎区東扇島 88 日本郵便(株)川崎東郵便局 5階	044-270-5780
仙台塩釜税関支署 (塩釜事務所)	〒983-0001 宮城県仙台市宮城野区港 3-1-3 仙台港国際ビジネスサポートセンター 5階 〒985-0011 宮城県塩釜市貞山通 3-4-1 塩釜港湾合同庁舎 2階	022-259-4306 022-362-5271
石巻出張所	〒986-0845 宮城県石巻市中島町15-2 石巻港湾合同庁舎3階	0225-22-4649
気仙沼出張所	〒988-0034 宮城県気仙沼市朝日町1-2 気仙沼合同庁舎 5階	0226-23-1023
仙台空港税関支署	〒989-2401 宮城県名取市下増田字南原 仙台空港国際線ターミナルビル内	022-383-2390
小名浜税関支署	〒971-8101 福島県いわき市小名浜字船引場 19 小名浜地方合同庁舎内	0246-92-5151
相馬出張所	〒976-0022 福島県相馬市尾浜字札ノ沢 10-1	0244-38-6130
福島空港出張所	〒963-6304 福島県石川郡玉川村大字北須釜字はばき田 21 福島空港旅客ターミナルビル内	0247-57-1133
鹿島税関支署	〒314-0103 茨城県神栖市東深芝 9 鹿島港湾合同庁舎内	0299-92-2558
日立出張所	〒319-1222 茨城県日立市久慈町 1-3-13	0294-52-2128
つくば出張所 (茨城空港事務所)	〒305-0031 茨城県つくば市吾妻 1-12-1 筑波地方合同庁舎内 〒311-3416 茨城県小美玉市与沢1601-55 旅客ターミナルビル 1階	029-852-0231 0299-54-0471
千葉税関支署	〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港 1-12-2 千葉港湾合同庁舎内	043-241-6452
船橋市川出張所	〒273-0016 千葉県船橋市潮見町 32-5 船橋港湾合同庁舎内	047-432-5312
木更津出張所	〒292-0831 千葉県木更津市富士見 2-4-14 木更津地方合同庁舎内	0438-25-6781
姉崎出張所	〒299-0107 千葉県市原市姉崎海岸 18-1	0436-61-0750
銚子監視署	〒288-0001 千葉県銚子市川口町 2-6431 銚子港湾合同庁舎内	0479-22-2479
川崎税関支署	〒210-0865 神奈川県川崎市川崎区千鳥町 11-1	044-266-5621
東扇島出張所	〒210-0869 神奈川県川崎市川崎区東扇島 38-1 川崎市港湾振興会館内	044-287-6195
横須賀税関支署	〒237-0071 神奈川県横須賀市田浦港町無番地 横須賀港湾合同庁舎内	046-861-1281
三崎監視署	〒238-0243 神奈川県三浦市三崎 5-245-7 三浦市三崎水産物地方卸売市場 管理棟 4階	046-881-6641

## 横浜税関職員募集のお知らせ

### ～世界と出会える仕事、税関～



横浜税関では、新規職員・臨時職員を募集しています。  
貿易の最前線で、世界と繋がる仕事をしてみませんか？  
採用に関するご照会や採用パンフレット等のご請求も受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

#### 総務部 人事課

TEL 045-212-6020

E-MAIL [yok-jinji-1@customs.go.jp](mailto:yok-jinji-1@customs.go.jp)

採用ホームページ

横浜税関 採用

検索



拳銃・麻薬などの密輸情報 の提供にご協力ください

密輸情報フリーダイヤル 0120-461-961

公衆電話・携帯電話からもかけられます

E-mail:[yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp](mailto:yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp)



税関に関する最新の情報は横浜税関ホームページをご覧ください

横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama>

